

国営昭和記念公園 昭島口周辺エリア

再整備・管理運営事業

特定公園施設建設・譲渡契約書（案）

※建設・譲渡契約書（案）は、現時点において特定公園施設の譲渡に係る内容を記載したものであり、認定計画提出者が提出した認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

国営昭和記念公園 昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、認定計画提出者である●●●●●（以下「乙」という。）との間で、令和●年●月●日締結した国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業協定書（以下「協定」という。）第72条2項の規定に基づき、以下のとおり合意し、特定公園施設建設・譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、協定を遵守するものとする。

2 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、協定に定められたとおりとする。

3 乙は、令和●年●月●日（以下「最終引渡し予定日」という。）までに、全ての特定公園施設の改修整備を完了し、その引渡しを行うものとする。

4 乙は、前項の引渡しに関し、部分引渡しを行うことができるものとし、甲は、部分引渡しごとに、協定第60条に規定する完了検査を実施し、乙が改修整備する特定公園施設が、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき施された事に相違ないことを確認し、引渡しを受けるものとする。

5 当該改修整備によって乙が所有することとなった公園施設は、当該部分引渡しと同時に、その所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。

6 甲及び乙は、協議により、最終引渡し予定日を変更することができるものとする。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、別紙1記載のとおり、特定公園施設の改修整備に要する費用のうち、甲の負担額である●●●●●円（うち令和●年度●円、令和●年度●円、令和●年度●円）とする。

2 甲又は乙は、特定公園施設の工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により前項の譲渡対価が不相当となったと認めたときは、相手方に対して譲渡対価の変更を請求することができる。この場合、甲及び乙は、協議を行うものとする。（別紙2）

3 前項の規定による請求は、同項の規定により譲渡対価の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中の「特定公園施設の工期内で本契約締結の日」とあるのは、「直前に前項に基づく譲渡対価の変更請求を行った日」とするものとする。

（特定公園施設譲渡価格の支払）

第3条 乙は、第1条第3項及び第4項により特定公園施設を甲に引渡したとき又は各年度の工事を完了したときは、出来高に応じた支払を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、必要に応じて協定第58条に規定する中間確認を行い、特定公園施設の設計の対価又は出来高に応じた負担額を支払う

ものとする。

(遅延利息)

第4条 甲は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(本契約の終了)

第5条 第1条第3項による特定公園施設の引渡し前に、理由の如何を問わず協定が解除され又は終了した場合、本契約も終了する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本契約の変更)

第8条 本契約の規定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、変更することができないものとする。

2 第3条第1項により特定公園施設の出来高に応じた年度ごとの支払額に変更が生じた場合には、その都度本契約の変更を行うものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第10条 特定公園施設の譲渡に関し、本契約に規定のないものは、協定及び関係法令（以下「協定等」という。）の定めるところによるものとし、協定等に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 ●●●●

乙：（住所）

（商号）

（代表者）

別紙1 特定公園施設の出来高に応じた負担額

(第2条第1項関係)

表 特定公園施設の出来高に応じた負担額 (円)

(実施設計業務相当額)

時期	①実施設計費相当額	②消費税及び地方消費税相当額	③税込計 (=①+②)
令和 年			

(建設業務に対し、甲に負担を求める額)

時期	④建設費のうち、甲の負担額	⑤消費税及び地方消費税相当額	⑥税込計 (=④+⑤)
令和 年度	出来高予定額	出来高予定額	出来高予定額
	支払限度額	支払限度額	支払限度額
令和 年度	出来高予定額	出来高予定額	出来高予定額
	支払限度額	支払限度額	支払限度額
合計	出来高予定額	出来高予定額	出来高予定額
	支払限度額	支払限度額	支払限度額

別紙2 特定公園施設の譲渡対価の金額の物価変動に対する改定
(第2条第2項関係)

甲又は乙は、特定公園施設の工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に、本契約締結時の日本国内における賃金水準又は物価水準を基準として、請求月の物価指数が1.5%以上の変動があった場合、相手方に対して、特定公園施設の改修整備に要する費用のうち、甲の負担額の改定を請求することができるものとする。

甲又は乙は、上記による改定の請求があったときは、甲と乙との間で協議して以下のとおり改定を行うこととする。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)] \quad (P_2 > P_1)$$

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)] \quad (P_1 > P_2)$$

この式において、各記号は、それぞれ次の額等を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：譲渡契約の締結日の甲の負担額から甲の負担額の改定請求を行った月の末日における出来高部分に相応する金額を控除した額

P_2 ：甲の負担額の改定請求時点の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

上記の請求により特定公園施設の改修整備費のうち甲の負担額を改定した後においても、直前の譲渡対価の改定請求を行った日から12月を経過した後に、以下のとおり再度改定を行うことができる。この場合、「譲渡契約の締結日の特定公園施設の改修整備費のうち甲の負担額」は、「直前の特定公園施設の改修整備費のうち甲の負担額」と読み替えるものとし、2回目以降は以下のとおり改定を行うこととする。

$$S_{\text{増}X+1} = [P_{X+1} - P_X - (P_X \times 15/1000)] \quad (P_{X+1} > P_X)$$

$$S_{\text{減}X+1} = [P_{X+1} - P_X + (P_X \times 15/1000)] \quad (P_X > P_{X+1})$$

この式において、各記号は、それぞれ次の額等を表すものとする。

$S_{\text{増}X+1}$ ：(X+1) 回目の改定における増額スライド額

$S_{\text{減}X+1}$ ：(X+1) 回目の改定における減額スライド額

P_X ：X回目の改定時の甲の負担額から(X+1) 回目の甲の負担額の改定請求を行った月の末日における出来高部分に相応する金額を控除した額

P_{X+1} ：(X+1) 回目の甲の負担額の改定請求時点の賃金又は物価を基礎として算出した P_X に相当する額